

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金に関するご案内

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金は、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中、様々な困難に直面した方々が、速やかに生活・暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯等に対して、臨時的な措置として実施するものです。

支給額

1世帯あたり10万円



支給対象世帯

●住民税非課税世帯

基準日(令和3年12月10日)において、日高町に住民登録があり、令和3年度分の住民税均等割が非課税の世帯(生活保護世帯を含む)

●家計急変世帯

上記以外の世帯で、新型コロナウイルス感染症の影響により、家計が急変し、住民税均等割が非課税の世帯と同様の事情にあると認められる世帯

※ただし、住民税均等割が課税されている方の扶養親族等のみからなる世帯は、対象外となります。

例) 親(課税)の扶養親族となっている大学生(非課税)の単身世帯
子(課税)の扶養親族となっている高齢者(非課税)のみの世帯 等

※住民税非課税世帯として給付を受けた世帯員については、家計急変世帯として再度給付を受けることはできません。

【非課税相当収入限度額早見表】

扶養している親族の状況	非課税相当収入限度額	扶養している親族の状況	非課税相当所得限度額
単身又は扶養親族がない場合	93.0万円	単身又は扶養親族がない場合	38.0万円
配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	137.8万円	配偶者・扶養親族(1名)を扶養している場合	82.8万円
配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	168.0万円	配偶者・扶養親族(計2名)を扶養している場合	110.8万円
配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	209.7万円	配偶者・扶養親族(計3名)を扶養している場合	138.8万円
配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	249.7万円	配偶者・扶養親族(計4名)を扶養している場合	166.8万円
障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	204.3万円	障害者、未成年者、寡婦、ひとり親の場合	135.0万円

支給対象者(申請者)

この給付金の受給資格者は、右記対象世帯の世帯主となります。

申請方法

●住民税非課税世帯

役場から「確認書」が届きます。

発送日から3か月以内に、内容等を確認し、必要事項をご記入の上、返信用封筒で返送してください。

※世帯の中に、未申告等により、日高町で非課税の確認ができない方がいる場合は、申請が必要となります。

役場から「申請書」を発送しますので、対象となる世帯の方は、必要事項を記入し、申請者(世帯主)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)、通帳の写し等を添付のうえ、住民生活課へ申請してください。

(未申告の場合、税の申告をお願いする場合があります。)

●家計急変世帯

申請が必要となります。

申請者(世帯主)の本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカード等)、通帳の写し、収入金額や必要経費等を確認できる書類(源泉徴収票、帳簿、経費領収書等)を添付のうえ、住民生活課へ申請してください。

※世帯構成、個々の事情等により、別途必要書類の提出をお願いする場合があります。

住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください。

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国の職員などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、役場住民生活課や御坊警察署(☎ 23-0110)、警察相談専用電話(☎ #9110)、または最寄りの駐在所等にご連絡ください。



お問い合わせ先

●臨時特別給付金コールセンター ☎0120・526・145
(受付時間：9：00～20：00)

●役場住民生活課 ☎63・3800(受付時間：平日8：30～17：15)